

答 申

第1 審査会の結論

高知県警察本部長は、本件審査請求に係る部分開示決定において非開示とした部分のうち、当審査会が高知県情報公開条例第6条第1項第2号に該当すると判断した部分を除き開示すべきである。ただし本件審査請求で開示を求めている非開示部分は除く。

第2 本件審査請求の趣旨

1 本件部分開示決定に係る本件公文書について

審査請求人は、令和5年4月17日付けで高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。以下「条例」という。）に基づいて、「2022年4月1日から2023年3月31日に作成された以下の書面 1 被疑者取調べについての苦情の申出の内容が記載された書面すべて（「抗議及び申入書」、「抗議書」、「申入書」、「警告書」等「苦情の申出」との表題が付されていない文書であっても、調査の端緒となった文書は「被疑者取調べについての苦情の申出の内容が記載された書面」としてお取り扱いください） 2 1について取調べ監督者に通知した内容が記載された書面すべて 3 監督対象行為の有無の調査結果をまとめた書面（調査結果報告書）すべて 4 高知県警察本部長が高知県公安委員会に報告した、被疑者取調べの監督の実施状況を報告した書面のすべて」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。これに対し、高知県警察本部長（以下「実施機関」という。）は、令和5年5月31日付けで、本件開示請求のうち「4 高知県警察本部長が高知県公安委員会に報告した、被疑者取調べの監督の実施状況を報告した書面のすべて」については、該当する文書である「定例会議資料「令和4年の被疑者取調べ監督の実施結果について」の開示決定を行ったが、本件開示請求のうち、それ以外に該当する公文書（以下「本件公文書」という。）については、部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行った。審査請求人は、令和5年8月8日付けで高知県公安委員会に審査請求を行い、令和5年8月22日に加筆修正を行った（以下「本件審査請求」という。）。本件審査請求の趣旨は、本件部分開示決定の取消しを求めるというものである。

本件部分開示決定に係る本件公文書は、2022年4月1日から2023年3月31日までの7件の取調べ調査官による被疑者取調べにおける監督対象行為の有無の調査に係る以下の文書である。なお、7件の調査については、以下、調査AからGと呼ぶことにする。

(1) 調査Aに係る本件公文書

- ①苦情受理簿（以下「本件公文書1」という。）
- ②申入書（以下「本件公文書2」という。）
- ③調査結果報告書（以下「本件公文書3」という。）
- ④継続措置結果簿（以下「本件公文書4」という。）

(2) 調査Bに係る本件公文書

- ⑤苦情受理簿（以下「本件公文書5」という。）
- ⑥被疑者取調べに関する申入書（以下「本件公文書6」という。）

- ⑦調査結果報告書（以下「本件公文書7」という。）
- ⑧継続措置結果簿（以下「本件公文書8」という。）
- (3) 調査Cに係る本件公文書
 - ⑨被疑者取調べに関する監督対象行為の調査の実施について（報告）（以下「本件公文書9」という。）
 - ⑩供述調書の削除、訂正と取り調べについて（以下「本件公文書10」という。）
 - ⑪調査結果報告書（以下「本件公文書11」という。）
- (4) 調査Dに係る本件公文書
 - ⑫苦情受理簿（以下「本件公文書12」という。）
 - ⑬ご通知（令和4年6月9日付け）（以下「本件公文書13」という。）
 - ⑭ご通知（令和4年6月10日付け）（以下「本件公文書14」という。）
 - ⑮被疑者取調べに関する監督対象行為の調査の実施について（報告）（以下「本件公文書15」という。）
 - ⑯調査結果報告書（以下「本件公文書16」という。）
 - ⑰継続措置結果簿（以下「本件公文書17」という。）
- (5) 調査Eに係る本件公文書
 - ⑱苦情受理簿（以下「本件公文書18」という。）
 - ⑲抗議及び警告書（以下「本件公文書19」という。）
 - ⑳被疑者取調べに関する監督対象行為の調査の実施について（報告）（以下「本件公文書20」という。）
 - ㉑調査結果報告書（以下「本件公文書21」という。）
 - ㉒継続措置結果簿（以下「本件公文書22」という。）
- (6) 調査Fに係る本件公文書
 - ㉓被疑者取調べに関する監督対象行為の調査の実施について（報告）（以下「本件公文書23」という。）
 - ㉔ご通知（以下「本件公文書24」という。）
- (7) 調査Gに係る本件公文書
 - ㉕被疑者取調べに関する監督対象行為の調査の実施について（報告）（以下「本件公文書25」という。）
 - ㉖御連絡（以下「本件公文書26」という。）
 - ㉗調査結果報告書（以下「本件公文書27」という。）

2 本件審査請求に係る本件公文書について

本件公文書のうち、審査請求人が開示を求めている非開示部分は、以下のとおりである。

- (1) 本件公文書1、5、12のうち、「苦情申出内容」欄の非開示部分（但し、被疑者の氏名の記載を除く。）
- (2) 本件公文書2のうち、「弁護士」から下19行目まで及び2ページ目の非開示部分（但し、公務員の姓の記載を除く。）
- (3) 本件公文書4、8、22のうち、「措置調査結果」欄の（詳細）の非開示部分
- (4) 本件公文書6のうち、「第1 申入れの趣旨」欄及び「第2 申入れの理由」欄の非開示部分

- (5) 本件公文書9、15、20、23、25のうち、「6 書類の趣旨」及び「7 調査の必要性」の非開示部分（但し、公務員の姓の記載は除く。）
- (6) 本件公文書10のうち、「供述調書の削除、訂正と取り調べについて」本文の非開示部分（但し、申立者の住所、氏名、公務員の姓の記載を除く。）
- (7) 本件公文書13のうち、「前略」から下16行目までの非開示部分（但し、被疑者の氏名の記載を除く。）
- (8) 本件公文書14のうち、「前略」から下18行目までの非開示部分（但し、被疑者の氏名の記載を除く。）
- (9) 本件公文書19のうち、「冠省 当職は、上記通知人を代理して通知する。」から下22行目までの非開示部分（但し、公務員の姓の記載を除く。）
- (10) 本件公文書24のうち、「この郵便物は令和5年1月30日」から上18行目までの非開示部分（但し、被疑者の氏名の記載及び公務員の姓の記載を除く。）
- (11) 本件公文書26のうち、「弁護士」から下17行目まで、2ページ及び3ページの非開示部分（但し、被疑者の氏名の記載を除く。）

第3 実施機関の本件部分開示決定の理由等

実施機関が弁明書及び意見陳述で主張している本件部分開示決定の理由等は、以下のとおりである。

1 本件公文書について

(1) 作成の根拠

本件公文書は、被疑者又はその代理人である弁護士から被疑者取調べについての苦情がなされた際に、当該申出内容から合理的に判断して被疑者取調べにおいて監督対象行為が行われたと疑うに足りる相当な理由が認められるとき、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則(平成20年国家公安委員会規則第4号。以下「取調べ適正化規則」という。)第10条に基づき、警察本部長が指名した取調べ調査官による当該被疑者取調べにおける監督対象行為の有無の調査が終了に至るまでの間に作成されたものである。

(2) 本件公文書の記載事項

ア 苦情受理簿

被疑者の代理人である弁護士からの被疑者取調べに関する苦情に関して、警察官が申出者や申出日時のほか、申出内容を要約して記載している。

イ 申入書

被疑者の代理人である弁護士からの被疑者取調べに関する苦情申出の内容等が記載されている。

ウ 継続措置結果簿

被疑者又はその代理人である弁護士からの被疑者取調べに関する苦情申出を受けての調査結果等を警察官が記載している。

エ 被疑者取調べに関する申入書

被疑者の代理人である弁護士からの被疑者取調べに関する苦情申出の内容等が記載されている。

オ 被疑者取調べに関する監督対象行為の調査の実施について（報告）

被疑者又はその代理人である弁護士からの被疑者取調べに関する苦情に関して、警察官がその内容を要約し、調査の必要性等について警察官が記載

している。

カ 供述調書の削除、訂正と取調べについて

被疑者からの被疑者取調べに関する苦情申出の内容等が記載されている。

キ ご通知

被疑者の代理人である弁護士からの被疑者取調べに関する苦情申出の内容等が記載されている。

ク 抗議及び警告書

被疑者の代理人である弁護士からの被疑者取調べに関する苦情申出の内容等が記載されている。

ケ 御連絡

被疑者の代理人である弁護士からの被疑者取調べに関する苦情申出の内容等が記載されている。

2 本件各公文書における非開示理由

開示又は非開示の判断に当たり、実施機関として、

ア 被疑者の苦情申出内容とその代理人としてなされた弁護士の苦情申立内容は、密接不可分で切り離して判断することが出来ない一体の関係にあること

イ 特定の個人を被疑者として取調べが行われたという事実は、その取扱いに特段の配慮が必要な個人情報（要配慮個人情報）であること

ウ 個人識別性に関して、照合の対象となる「他の情報」については、一般人が容易に入手し得る情報を判断の基準としつつも、当該個人に関する情報の性質・内容によっては、近親者・関係者の知り得る情報も含まれると考えられること

エ 被疑者取調べに関する苦情の内容やその対応は、犯罪捜査と密接に関係していること

を考慮し、特に慎重を期して判断した。

(1) 本件公文書1について

本件公文書1のうち、「苦情申出内容」欄は、それぞれ以下の理由により非開示とした。

ア 条例第6条第1項第2号に該当する非開示対象部分

(ア) 1行目から3行目まで及び6行目から9行目まで（特性に関する記載を除く。）

特定の人物が被疑者として取り扱われた事実が記載されており、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

(イ) 1行目から3行目まで（特性に関する記載を除く。）

被疑者が申し立てる取調べの状況が記載されており、その内容は本人の同意なしに流通させることは適切ではなく、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

(ウ) 6行目

配慮が必要な被疑者の特性に関する情報が記載されており、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

(エ) 1行目、6行目及び8行目

被疑者の特性に関する情報（配慮が必要な被疑者の特性を除く。）が記載されており、他の情報と照合することにより特定の個人が識別されるおそれがある。

イ 条例第6条第1項第4号に該当する非開示対象部分（全部）

苦情申出者である弁護士の本入書を要約したもので、被疑者の申立てやその心情に基づいてなされた弁護士からの申入れに関する情報が記載されており、弁護活動の手法・ノウハウに該当し、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

被疑者の申立てやその心情に基づく弁護士からの申入れは、一体不可分の関係性を有すると認める。

(2) 本件公文書2について

本件公文書2のうち、「弁護士」から下19行目まで及び2ページ目はそれぞれ以下の理由により非開示とした。

ア 条例第6条第1項第2号に該当する非開示対象部分

(ア) 全部（特性に関する記載を除く。）

特定の人物が被疑者として取り扱われた事実が記載されており、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

(イ) 1ページ3行目

被疑者に係る情報が記載されており、他の情報と照合することにより特定の個人が識別されるおそれがある。

(ウ) 1ページ5行目から13行目まで

被疑者が申し立てる取調べの状況が記載されており、その内容は本人の同意なしに流通させることは適切ではなく、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

(エ) 1ページ19行目及び2ページ目1行目から12行目まで

配慮が必要な被疑者の特性に関する情報が記載されており、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

(オ) 1ページ1行目、3行目、5行目、11行目、14行目から15行目まで、19行目、2ページ7行目、11行目、12行目及び14行目

被疑者の特性に関する情報（配慮が必要な被疑者の特性を除く。）が記載されており、他の情報と照合することにより特定の個人が識別されるおそれがある。

イ 条例第6条第1項第4号に該当する非開示対象部分（全部）

被疑者の申立てやその心情に基づいてなされた弁護士からの申入れに関する情報が記載されており、弁護活動の手法・ノウハウに該当し、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

被疑者の申立てやその心情に基づく弁護士からの申入れは、一体不可分の関係性を有すると認める。

(3) 本件公文書4について

本件公文書4のうち、「措置調査結果」欄の（詳細）の非開示とした部分は、

それぞれ以下の理由により非開示とした。

ア 条例第6条第1項第2号に該当する非開示対象部分

(ア) 全部（特性に関する記載を除く。）

特定の人物が被疑者として取り扱われた事実が記載されており、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

(イ) 1行目及び2行目

被疑者の特性に関する情報が記載されており、他の情報と照合することにより特定の個人が識別されるおそれがある。

イ 条例第6条第1項第4号に該当する非開示対象部分（1行目から2行目まで）

被疑者の申立てやその心情に基づいてなされた弁護士からの申入れに関する情報が記載されており、弁護活動の手法・ノウハウに該当し、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

ウ 条例第6条第1項第7号に該当する非開示対象部分（4行目から5行目まで）

個別案件への措置、対応を記載しており、開示することにより、統一的な対応基準として誤って周知され、また、悪意をもって乱用されれば、今後反復継続する取調べ監督業務の公正若しくは円滑な業務の執行に著しい支障を生ずることが明らかである。

(4) 本件公文書5について

本件公文書5のうち、「苦情申出内容」欄の非開示とした部分は、それぞれ以下の理由により非開示とした。

ア 条例第6条第1項第2号に該当する非開示対象部分

(ア) 1行目から7行目まで

特定の人物が被疑者として取り扱われた事実が記載されており、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

(イ) 3行目から4行目まで

被疑者が申し立てる取調べの状況が記載されており、その内容は本人の同意なしに流通させることは適切ではなく、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

イ 条例第6条第1項第4号に該当する非開示対象部分（3行目から9行目まで）

苦情申出者である弁護士の申入書を要約したもので、被疑者の申立てやその心情に基づいてなされた弁護士からの申入れに関する情報が記載されており、弁護活動の手法・ノウハウに該当し、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

被疑者の申立てやその心情に基づく弁護士からの申入れは、一体不可分の関係性を有すると認める。

(5) 本件公文書6について

本件公文書6のうち、「第1 申入れの趣旨」欄及び「第2 申入れの理由」欄の非開示とした部分は、それぞれ以下の理由により非開示とした。

ア 条例第6条第1項第2号に該当する非開示対象部分

(ア) 1ページ「第1 申入れの趣旨」欄全部、1ページ「第2 申入れの理由」欄全部、2ページ1行目から17行目まで、22行目から24行目まで及び3ページ8行目から10行目まで

特定の人物が被疑者として取り扱われた事実が記載されており、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

(イ) 1ページ「第2 申入れの理由」欄の1行目

被疑者に係る情報が記載されており、他の情報と照合することにより特定の個人が識別されるおそれがある。

(ウ) 1ページ「第1 申入れの趣旨」欄の1行目から4行目まで、1ページ「第2 申入れの理由」欄の1行目から4行目まで及び2ページ1行目から17行目まで

被疑者が申し立てる取調べの状況が記載されており、その内容は本人の同意なしに流通させることは適切ではなく、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

イ 条例第6条第1項第4号に該当する非開示対象部分（全部）

被疑者の申立てやその心情に基づいてなされた弁護士からの申入れに関する情報が記載されており、弁護活動の手法・ノウハウに該当し、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

被疑者の申立てやその心情に基づく弁護士からの申入れは、一体不可分の関係性を有すると認める。

(6) 本件公文書8について

本件公文書8のうち、「措置調査結果」欄の（詳細）の非開示とした部分は、以下の理由により非開示とした。

ア 条例第6条第1項第7号に該当する非開示対象部分（全部）

個別案件への措置、対応を記載しており、開示することにより、統一的な対応基準として誤って周知され、また、悪意をもって乱用されれば、今後反復継続する取調べ監督業務の公正若しくは円滑な業務の執行に著しい支障を生ずることが明らかである。

(7) 本件公文書9について

本件公文書9のうち、「6 書類の趣旨」の非開示とした部分は、それぞれ以下の理由により非開示とした。

ア 条例第6条第1項第2号に該当する非開示対象部分

(ア) 全部

特定の人物が被疑者として取り扱われた事実が記載されており、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

(イ) 2ページ1行目から13行目まで

被疑者が申し立てる取調べの状況が記載されており、その内容は本人の

同意なしに流通させることは適切ではなく、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

(ウ) 2 ページ4行目から5行目まで、7行目から8行目まで及び9行目、11行目

配慮が必要な被疑者の特性に関する情報が記載されており、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

(エ) 2 ページ14行目から16行目まで

被疑者本人からの申し入れに関する情報が記載されており、その内容は本人の同意なしに流通させることは適切ではなく、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

(8) 本件公文書10について

本件公文書10のうち、「供述調書の削除、訂正と取り調べについて」本文の非開示とした部分は、それぞれ以下の理由により非開示とした。

ア 条例第6条第1項第2号に該当する非開示対象部分

(ア) 全部

被疑者本人が、自ら記載した申出内容が記載されており、その内容は、本人の同意なしに流通させることは適切ではなく、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

(イ) 全部

特定の人物が被疑者として取り扱われた事実が記載されており、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

(ウ) 1 ページ1行目から13行目まで、2 ページ1行目、21行目から26行目まで及び3 ページ9行目から14行目まで

被疑者に係る情報が記載されており、他の情報と照合することにより特定の個人が識別されるおそれがある。

(エ) 2 ページ3行目から6行目まで、9行目、12行目から13行目まで、16行目から17行目まで、3 ページ1行目から2行目まで及び5行目

配慮が必要な被疑者の特性に関する情報が記載されており、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

(9) 本件公文書12について

本件公文書12のうち、「苦情申出内容」欄の非開示とした部分は、それぞれ以下の理由により非開示とした。

ア 条例第6条第1項第2号に該当する非開示対象部分

(ア) 全部

特定の人物が被疑者として取り扱われた事実が記載されており、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

(イ) 1 ページ1行目

被疑者に係る情報が記載されており、他の情報と照合することにより特定の個人が識別されるおそれがある。

(ウ) 1 ページ1行目から12行目まで及び2 ページ1行目から11行目まで

被疑者が申し立てる取調べの状況が記載されており、その内容は本人

の同意なしに流通させることは適切ではなく、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

(エ) 2ページ3行目から4行目まで

被疑者の特性に関する情報が記載されており、他の情報と照合することにより特定の個人が識別されるおそれがある。

イ 条例第6条第1項第4号に該当する非開示対象部分（全部）

苦情申出者である弁護士の通知文書を要約したもので、被疑者の申立てやその心情に基づいてなされた弁護士からの申入れに関する情報が記載されており、弁護活動の手法・ノウハウに該当し、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

被疑者の申立てやその心情に基づく弁護士からの申入れは、一体不可分の関係性を有すると認める。

(10) 本件公文書13について

本件公文書13のうち、「前略」から下16行目までの非開示とした部分は、それぞれ以下の理由により非開示とした。

ア 条例第6条第1項第2号に該当する非開示対象部分

(ア) 全部

特定の人物が被疑者として取り扱われた事実が記載されており、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

(イ) 1行目、3行目及び6行目から13行目まで

被疑者に係る情報が記載されており、他の情報と照合することにより特定の個人が識別されるおそれがある。

(ウ) 3行目から6行目まで

被疑者が申し立てる取調べの状況が記載されており、その内容は本人の同意なしに流通させることは適切ではなく、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

イ 条例第6条第1項第4号に該当する非開示対象部分（全部）

被疑者の申立てやその心情に基づいてなされた弁護士からの申入れに関する情報が記載されており、弁護活動の手法・ノウハウに該当し、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

被疑者の申立てやその心情に基づく弁護士からの申入れは、一体不可分の関係性を有すると認める。

(11) 本件公文書14について

本件公文書14のうち、「前略」から下18行目までの非開示とした部分は、それぞれ以下の理由により非開示とした。

ア 条例第6条第1項第2号に該当する非開示対象部分

(ア) 全部

特定の人物が被疑者として取り扱われた事実が記載されており、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

(イ) 1行目から2行目まで及び3行目
被疑者に係る情報が記載されており、他の情報と照合することにより特定の個人が識別されるおそれがある。

(ウ) 10行目から11行目まで
被疑者の特性に関する情報が記載されており、他の情報と照合することにより特定の個人が識別されるおそれがある。

(エ) 4行目から15行目まで
被疑者が申し立てる取調べの状況が記載されており、その内容は本人の同意なしに流通させることは適切ではなく開示することによりなお同人の権利利益を害するおそれがある。

イ 条例第6条第1項第4号に該当する非開示対象部分（全部）

被疑者の申立てやその心情に基づいてなされた弁護士からの申入れに関する情報が記載されており、弁護活動の手法・ノウハウに該当し、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

被疑者の申立てやその心情に基づく弁護士からの申入れは、一体不可分の関係性を有すると認める。

(12) 本件公文書15について

本件公文書15のうち、「6 書類の趣旨」及び「7 調査の必要性」の非開示とした部分は、それぞれ以下の理由により非開示とした。

なお、「6 書類の趣旨」の行数は非開示部分の先頭行（「(1) 令和4年6月9日付けの書類」から下1行目）を1行目として起算している。

ア 条例第6条第1項第2号に該当する非開示対象部分

(ア) 「6 書類の趣旨」の非開示部分

特定の人物が被疑者として取り扱われた事実が記載されており、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

(イ) 「6 書類の趣旨」の1行目から2行目まで、7行目から10行目まで及び12行目から19行目まで

被疑者が申し立てる取調べの状況が記載されており、その内容は本人の同意なしに流通させることは適切ではなく、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

(ウ) 「6 書類の趣旨」の12行目から13行目まで

被疑者の特性に関する情報が記載されており、他の情報と照合することにより特定の個人が識別されるおそれがある。

イ 条例第6条第1項第4号に該当する非開示対象部分

(ア) 「6 書類の趣旨」の全部

苦情申出者である弁護士の文書を要約したもので、被疑者の申立てやその心情に基づいてなされた弁護士からの申入れに関する情報が記載されており、弁護活動の手法・ノウハウに該当し、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

(イ) 「7 調査の必要性」の非開示部分

苦情申出者である弁護士からの申入れ要旨が記載されており、弁護活動の手法・ノウハウに該当し、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

被疑者の申立てやその心情に基づく弁護士からの申入れは、一体不可分の関係性を有すると認める。

(13) 本件公文書19について

本件公文書19のうち、「冠省 当職は、上記通知人を代理して通知する。」から下22行目までの非開示とした部分は、それぞれ以下の理由により非開示とした。

ア 条例第6条第1項第2号に該当する非開示対象部分

(ア) 全部

特定の人物が被疑者として取り扱われた事実が記載されており、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

(イ) 3行目から4行目まで

被疑者に係る情報が記載されており、他の情報と照合することにより特定の個人が識別されるおそれがある。

(ウ) 4行目から10行目まで

被疑者が申し立てる取調べの状況が記載されており、その内容は本人の同意なしに流通させることは適切ではなく、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

(エ) 14行目から19行目まで

配慮が必要な被疑者の特性に関する情報が記載されており、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

(オ) 13行目から14行目まで

被疑者の特性に関する情報（配慮が必要な被疑者の特性を除く。）が記載されており、他の情報と照合することにより特定の個人が識別されるおそれがある。

イ 条例第6条第1項第4号に該当する非開示対象部分（全部）

被疑者の申立てやその心情に基づいてなされた弁護士からの申入れに関する情報が記載されており、弁護活動の手法・ノウハウに該当し、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

被疑者の申立てやその心情に基づく弁護士からの申入れは、一体不可分の関係性を有すると認める。

(14) 本件公文書20について

本件公文書20のうち、「6 書類の趣旨」の非開示とした部分は、それぞれ以下の理由により非開示とした。

ア 条例第6条第1項第2号に該当する非開示対象部分

(ア) 全部

特定の人物が被疑者として取り扱われた事実が記載されており、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお同人の権利利

益を害するおそれがある。

(イ) 1 ページ1 行目から 5 行目まで及び2 ページ1 行目から 5 行目まで
被疑者が申し立てる取調べの状況が記載されており、その内容は本人の同意なしに流通させることは適切ではなく、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

(ウ) 2 ページ8 行目から13行目まで
配慮が必要な被疑者の特定に関する情報が記載されており、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

(エ) 2 ページ8 行目
被疑者の特性に関する情報（配慮が必要な被疑者の特性を除く。）が記載されており、他の情報と照合することにより特定の個人が識別されるおそれがある。

イ 条例第6 条第1 項第4 号に該当する非開示対象部分（全部）

苦情申出者である弁護士の通知文書を要約したもので、被疑者の申立てやその心情に基づいてなされた弁護士からの申入れに関する情報が記載されており、弁護活動の手法・ノウハウに該当し、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

被疑者の申立てやその心情に基づく弁護士からの申入れは、一体不可分の関係性を有すると認める。

(15) 本件公文書22について

本件公文書22のうち、「措置調査結果」欄の（詳細）の非開示とした部分は、それぞれ以下の理由により非開示とした。

ア 条例第6 条第1 項第2 号に該当する非開示対象部分（1 行目）

被疑者の特性に関する情報が記載されており、他の情報と照合することにより特定の個人が識別されるおそれがある。

イ 条例第6 条第1 項第7 号に該当する非開示対象部分（全部）

個別案件への措置、対応を記載しており、開示することにより、統一的な対応基準として誤って周知され、また、悪意をもって乱用されれば、今後反復継続する取調べ監督業務の公正若しくは円滑な業務の執行に著しい支障を生ずることが明らかである。

(16) 本件公文書23について

本件公文書23のうち、「6 書類の趣旨」及び「7 調査の必要性」の非開示とした部分は、それぞれ以下の理由により非開示とした。

ア 条例第6 条第1 項第2 号に該当する非開示対象部分

(ア) 「6 書類の趣旨」の全部

特定の人物が被疑者として取り扱われた事実が記載されており、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

(イ) 「6 書類の趣旨」の1 行目から 9 行目まで

被疑者が申し立てる取調べの状況が記載されており、その内容は本人の同意なしに流通させることは適切ではなく開示することによりなお同人の権利利益を害するおそれがある。

イ 条例第6条第1項第4号に該当する非開示対象部分

(ア) 「6 書類の趣旨」の全部

苦情申出者である弁護士の本書を要約したもので、被疑者の申立てやその心情に基づいてなされた弁護士からの申入れに関する情報が記載されており、弁護活動の手法・ノウハウに該当し、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

(イ) 「7 調査の必要性」の非開示部分

苦情申出者である弁護士からの申入れ要旨が記載されており、弁護活動の手法・ノウハウに該当し、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

被疑者の申立てやその心情に基づく弁護士からの申入れは、一体不可分の関係性を有すると認める。

(17) 本件公文書24について

本件公文書24のうち、「この郵便物は令和5年1月30日」から上18行目までの非開示とした部分は、それぞれ以下の理由により非開示とした。

ア 条例第6条第1項第2号に該当する非開示対象部分

(ア) 全部

特定の人物が被疑者として取り扱われた事実が記載されており、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

(イ) 1行目、3行目から4行目まで及び7行目から8行目まで

被疑者に係る情報が記載されており、他の情報と照合することにより特定の個人が識別されるおそれがある。

(ウ) 4行目から13行目まで

被疑者が申し立てる取調べ等の状況が記載されており、その内容は本人の同意なしに流通させることは適切ではなく、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

イ 条例第6条第1項第4号に該当する非開示対象部分（全部）

被疑者の申立てやその心情に基づいてなされた弁護士からの申入れに関する情報が記載されており、弁護活動の手法・ノウハウに該当し、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

被疑者の申立てやその心情に基づく弁護士からの申入れは、一体不可分の関係性を有すると認める。

(18) 本件公文書25について

本件公文書25のうち、「6 書類の趣旨」の非開示とした部分は、それぞれ以下の理由により非開示とした。

ア 条例第6条第1項第2号に該当する非開示対象部分

(ア) 全部

特定の人物が被疑者として取り扱われた事実が記載されており、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお同人の権利

利益を害するおそれがある。

(イ) 1 ページ1 行目

被疑者に係る情報が記載されており、他の情報と照合することにより特定の個人が識別されるおそれがある。

(ウ) 1 ページ1 行目から4 行目まで及び2 ページ1 行目から3 行目まで

被疑者が申し立てる取調べの状況が記載されており、その内容は本人の同意なしに流通させることは適切ではなく、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

(エ) 2 ページ4 行目から6 行目まで

被疑者の特性に関する情報が記載されており、他の情報と照合することにより特定の個人が識別されるおそれがある。

イ 条例第6 条第1 項第4 号に該当する非開示対象部分（全部）

苦情申出者である弁護士の文書を要約したもので、被疑者の申立てやその心情に基づいてなされた弁護士からの申入れに関する情報が記載されており、弁護活動の手法・ノウハウに該当し、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

被疑者の申立てやその心情に基づく弁護士からの申入れは、一体不可分の関係性を有すると認める。

(19) 本件公文書26について

本件公文書26のうち、「弁護士」から下17行目まで、2 ページ目及び3 ページ目の非開示部分は、それぞれ以下の理由により非開示とした。

ア 条例第6 条第1 項第2 号に該当する非開示対象部分

(ア) 全部

特定の人物が被疑者として取り扱われた事実が記載されており、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

(イ) 1 ページ4 行目から10 行目まで

被疑者が申し立てる取調べの状況が記載されており、その内容は本人の同意なしに流通させることは適切ではなく、開示することにより、なお同人の権利利益を害するおそれがある。

(ウ) 1 ページ11 行目から15 行目まで、2 ページ19 行目から23 行目まで、3 ページ6 行目及び7 行目から8 行目まで

被疑者の特性に関する情報が記載されており、他の情報と照合することにより特定の個人が識別されるおそれがある。

イ 条例第6 条第1 項第4 号に該当する非開示対象部分（全部）

被疑者の申立てやその心情に基づいてなされた弁護士からの申入れに関する情報が記載されており、弁護活動の手法・ノウハウに該当し、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

被疑者の申立てやその心情に基づく弁護士からの申入れは、一体不可分の関係性を有すると認める。

第4 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している内容は、以下のとおりである。

1 苦情制度の趣旨、特色

被疑者の取調べは、事案の真相解明に極めて重要な役割を果たしていると考えられる。しかし、行き過ぎた取調べに起因する無罪事件が後を絶たない。富山事件（平成14年に発生した強姦等事件で服役を終えた後に真犯人が判明し、平成19年10月、元被告人に再審無罪判決が言い渡された事件）や志布志事件（平成15年施行の鹿児島県議会議員選挙にかかる公職選挙法違反事件で、平成19年2月、被告人全員に無罪判決が言い渡された事件）において、取調べ現場での不適正行為が問題となり、警察捜査に対する国民の信頼は大きく揺らいだ（平成20年1月警察庁発出「警察捜査における取調べ適正化指針」）。

このような不適正な取調べに対する真摯な反省に基づき、平成20年、国家公安委員会は、取調べ適正化規則を制定した。

この取調べ適正化規則では、警察本部長が、被疑者取調べについての苦情等の事情から合理的に判断して、取調べに係る不適正行為につながるおそれがある類型的行為（以下「監督対象行為」という。）が行われたと疑うに足りる相当な理由のあるときに監督対象行為の有無を調査させ、調査結果報告書を作成すると規定されている（取調べ適正化規則第10条）。

なお、同規則の定める監督対象行為とは、被疑者取調べに際し、当該被疑者取調べに携わる警察官が、被疑者に対して行う次に掲げる行為をいう（同規則第3条2号）。

- イ やむを得ない場合を除き、身体に接触すること。
- ロ 直接又は間接に有形力を行行使すること（イに掲げるものを除く。）。
- ハ 殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること。
- ニ 一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること。
- ホ 便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること。
- ヘ 人の尊厳を著しく害するような言動をすること。

2 開示の重要性及び必要性

本件審査請求により、各文書が開示されれば、取調べ適正化規則が調査開始の要件とする、被疑者取調べについての苦情等の事情や、監督対象行為が行われたと疑うに足りる相当な理由、監督対象行為の有無、監督対象行為がないと判断した理由等が明らかになる。

したがって、警察組織が違法な取調べを根絶し、警察捜査に対する国民の信頼を取り戻すという本制度の趣旨からすれば（平成19年11月1日国家公安委員会決定取調べ適正化指針参照）、本件各文書を国民に対して可能な限り開示する必要がある。

3 条例第6条1項第2号、第4号及び第7号該当性について

(1) 本件公文書1、5、12のうち、「苦情申出内容」欄の非開示部分（但し、被疑者の氏名の記載を除く。）の非開示は違法である

ア 開示を求める文書の記載事項等

今回の行政文書開示請求に対して一部開示決定がなされた苦情受理簿（本件公文書1、5、12。以下「本件受理簿」という。）は、警察職員が苦情を

受理した際に作成する書面である。

イ 条例第6条1項第2号及び第4号に該当しない

実施機関は、本件受理簿のうち、「苦情申出内容」欄の一部非開示部分（以下「本件受理簿にかかる非開示部分」という。）の大部分を非開示とした。当該部分の非開示理由としては、被疑者の氏名や被疑者が申し立てている取調べ状況等の記載が、特定の個人を識別できたり、被疑者の権利利益を害するおそれがあるものとして条例第6条第1項第2号に該当すること、及び、弁護士が警察に申入れた内容に関する情報の記載が、開示されることで法人等または事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するものとして同項第4号に該当することが挙げられている。

しかしながら、以下のとおり、本件受理簿にかかる非開示部分は、上記各号のいずれにも該当しない。

(ア) 条例第6条第1項第2号に該当しない

審査請求人は、本件受理簿の非開示部分にかかる審査請求の対象に、「被疑者の氏名」を含めておらず、被疑者の氏名が非開示であることについて、なんら異論はないため、被疑者の氏名が開示されないことを前提に論ずる。

本件受理簿の非開示部分の開示によって明らかになるのは、申立人の取調べに関する苦情の内容であるから、取調べの状況に関する情報に限られ、当該被疑者の具体的な被疑事実の要旨が明らかになるものではない。仮に、非開示部分において、被疑事実に関する言及が一部なされていたとしても、それだけでは、被疑者個人を識別特定することは不可能である。

仮に、当該事件が、大きく報道された著名な事件であるとしても、当該被疑事実にかかる罪名等も明らかになっていない中で、取調べ状況に関する情報から、事件概要や被疑者を識別することは不可能である。

なお、審査請求人自身が苦情申出人である事件であれば、当該情報が開示されることで、被疑者等を特定することは可能である。しかし、この場合は、弁護士として被疑者との間で守秘義務を負っていることから、被疑者のプライバシーの問題は生じえないことも指摘しておく。

また、本件受理簿の非開示部分は、条例第6条第1項第2号後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」にも該当しない。

本号後段は、個人の人格と密接に関係する情報については、当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることは適切ではないという判断のもとにもうけられた規程である。本件受理簿の非開示部分は、取調べ状況に関する苦情申出であり、捜査機関の行為に関する指摘であるから、むしろ公にされるべき情報であって、被疑者の人格と密接関連性があり被疑者自身がコントロールすべき情報には当たらない。

(イ) 条例第6条第1項第4号に該当しない

条例第6条第1項第4号にいう「競争上又は事業運営上の地位」とは法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指し、「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものをいうと解される。

また、「害する」かどうかの判断に当たっては、「競争上の地位、財産権その他正当な利益」が害される蓋然性が客観的に認められることが必要である（行政機関の保有する情報の公開に関する法律に関する最判平成23年10月14日集民238号57ページ参照）。

本件において、弁護士が警察に申入れした内容は、当該弁護士が弁護している被疑者の取調べに関する苦情である。

苦情申出内容欄には、いかなる取調べがなされたのか、事実の指摘と、それがどのような理由で監督対象行為に該当すると評価できるのかという記載されていると思量される。取調べ状況に関する事実の指摘は、客観的事実の報告にすぎず、競争上の地位等に影響を与えるものではない。

本件受理簿にかかる非開示部分には、弁護士の氏名や住所等は含まれていないことから、弁護士個人を特定することはできない以上、その記載の巧拙等が当該弁護士の評価につながり、将来における顧客獲得に影響を与えるとといった競争上の利益に直接つながるような蓋然性はない。

当該取調べが不当である、あるいは監督対象行為に該当する等の主張の展開の巧拙や、被疑者取調べに関し苦情を申し入れるという手段を採ることが、当該弁護士が刑事弁護人として活動する上での特別なノウハウや技術を表象するものと評価することも困難である。また、弁護士個人を特定することができない以上、これらの情報が、当該弁護士の競争上の利益と関連するとしても、それが公開されることにより当該弁護士の競争上の地位等正当な利益を害する可能性は抽象的である。

したがって、弁護士が警察に申入れした内容に関する情報が開示されても、法人等または事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するとはいえない。

ウ 小括

したがって、本件公文書1、5、12のうち、「苦情申出内容」欄の非開示部分（但し、被疑者の氏名、公務員の姓の記載を除く。）を条例第6条第1項第2号及び第4号に該当するとして非開示とした決定は違法である。

- (2) 本件公文書2のうち、「弁護士」から下19行目まで及び2ページ目の非開示（但し、公務員の姓の記載を除く。）、本件公文書6のうち、「第2 申入れの趣旨」欄及び「第2 申入れの理由」欄の非開示（但し、「被疑者の氏名」を除く。）、本件公文書10のうち、「供述調書の削除、訂正と取調べについて」本文の非開示部分（但し、申立者の住所、氏名、公務員の姓の記載を除く。）、本件公文書13のうち、「前略」から下16行目までの非開示（但し、被疑者の氏名の記載を除く。）、本件公文書14のうち、「前略」から下18行目までの非開示（但し、被疑者の氏名の記載を除く。）、本件公文書19のうち、「冠省 当職は、上記通知人を代理して通知する。」から下22行目までの非開示（但し、公務員の姓の記載を除く。）、本件公文書24のうち、「この郵便物は令和5年1月30日」から上18行目までの非開示部分（但し、被疑者の氏名の記載及び公務員の姓の記載を除く。）、本件公文書26のうち、「弁護士」から下17行目まで、2ページ及び3ページの非開示部分（但し、被疑者の氏名の記載を除く。）は違法である**

ア 文書の性質等

これらの文書は、すべて各調査の端緒となった、弁護士からの申入れ書等である（以下「本件申入れ書等」という。）。本件申し入れ書等における、非開示部分には、弁護士が警察に申し入れた内容に関する情報等が記載されている。このような、調査の端緒となった、監督対象行為の具体的な内容が記載された申入れ書そのものが開示されることで、取調べ適正化規則が調査開始の要件とする、被疑者取調べについての苦情等の事情を明らかにすることが可能となり、一般に開示されることが有用な情報である。

イ 非開示部分は条例第6条第1項第2号及び第4号に該当しない

実施機関は、本件申入れ書等の非開示部分は、被疑者が申し立てている取調べ状況等の記載が、特定の個人を識別できたり、被疑者の権利利益を害するおそれがあるものとして条例第6条第1項第2号に該当すること、及び、弁護士が警察に申し入れた内容に関する情報の記載が、開示されることで法人等または事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するものとして同項第4号に該当することを挙げている。

しかしながら、捜査の端緒となった本件申し入れ書等の非開示部分は、条例第6条第1項第2号及び第4号のいずれにも該当しないことについては、上記第4の3の(1)のイで本件受理簿にかかる非開示部分について論じたことと同様である。

ウ 小括

したがって、本件申し入れ書等の本申立にかかる非開示部分について、条例第6条第1項第2号及び第4号に該当するとして非開示とした決定は違法である。

(3) 本件公文書4、8、22のうち、「措置調査結果」欄の(詳細)の非開示は違法である

ア 文書の性質等

本件公文書4、8、22の文書は、「継続措置結果簿」と題する文書である（以下「継続措置結果簿」という。）。

イ 条例第6条第1項第2号及び第4号に該当しない

実施機関は、継続措置結果簿にかかる非開示理由として、条例第6条第1項第2号及び第4号を挙げるが、これらに該当しないことについては、上記第4の3の(1)のイにおいて、論じたのと同様である。

ウ 条例第6条第1項第7号に該当しない

(ア) 条例第6条第1項第7号について

条例第6条第1項第7号は、非開示情報として、「県の機関（県が設立した地方独立行政法人を含む。以下この項において同じ。）又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人その他の公共団体の機関（以下この号において「国等の機関」という。）が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより次のいずれかに該当することが明らかなもの」とし、同号アが、「ア監査、検査、取締り、試験、入札、交渉、渉外、争訟その他全ての事務事業若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的が失われ、又はこれらの公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生ずるもの」を定めている。

(イ) 実施機関の付記した非開示の理由について

実施機関は、継続措置結果簿の非開示部分の非開示理由として、「警察による措置に関する情報が記載されており」「公正若しくは円滑な業務の執行に著しく支障を来すおそれがあるため」(本件公文書4及び8)、「警察による捜査上の判断及び措置に関する情報が記載されており、「公正若しくは円滑な業務の執行に著しく支障を来すおそれがあるため」(本件公文書22)としており、非開示部分が、条例第6条第1項第7号の「ア」に該当すると指摘するものと思慮される。

(ウ) 非開示部分の開示により「公正若しくは円滑な事務の執行に著しく支障を来すおそれ」はない

条例第6条第1項第7号は、「次のいずれかに該当することが明らかなもの」と定めているところ、ここでいう、「明らかなもの」とは、ア、イ、ウの規定に該当することが明白であること、言い換えれば、「実施の目的が失われ、又は著しい支障を生ずる」ことが客観的に明白でなければならないということであり、単におそれがあるというだけではこの号を適用することはできない(高知県情報公開条例解釈運用基準参照)。

また、同号「ア」の定める「公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生ずるもの」とは、次のような情報をいうとされる(高知県情報公開条例解釈運用基準参照)。

- a 開示することにより、反復継続する同種の事務事業の公正又は適正な執行を困難にするもの
- b 開示することにより、経費が著しく増大し、又は実施時期が大幅に遅れるなど事務事業が著しく混乱するもの
- c 開示することにより、特定の者に不当な利益若しくは不利益を与え、又は県民全体の利益を損なうもの

(エ) 本件は以上の要件に該当しない

苦情申出にかかる調査後に取られた措置の内容が公開されれば、取調べを可視化することができ、これにより取調べの適正化が担保されるといえる。このことは基本的人権の保障の下での事案の真相解明という刑事司法手続の目的に資するものであり(刑事訴訟法1条参照)、その公益性は極めて高い。継続措置結果簿の非開示部分に記載のある、調査実施後になされた措置等に関する情報が開示されれば、事務の「公正若しくは円滑な執行」を確保し、手続を適正化に資することはあるが、その逆に、事務の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生じるということが客観的に明白とはいえない。

また、開示されることにより、a 反復継続する同種の事務事業の公正または適切な執行を困難にする、b 経費が著しく増大する等、事務事業が著しく混乱する、c 特定の者に不当な利益や不利益を与える等といった事情がないことも明らかである。

仮に、本件非開示情報に捜査に関する措置のことが一部記載されていたとしても、本件にかかる捜査は既に終了していることから、捜査に影響は生じ得ない上、上記 a b c に関する影響があるとはいえない。

以上からすれば、措置に関する情報が開示されることで、今後の同様の

事務事業の公正または適正な執行を困難にするものとはいえない。仮に、何らかの影響があったとしても、著しい影響があるとはいえず、条例第6条第1項第7号アの要件に該当しない。

エ 小括

以上から、本件公文書4、8、22の文書のうち、「措置調査結果」欄の（詳細）が、条例第6条1項第2号、第4号及び第7号に該当するとして非開示とした決定は違法である。

(4) 本件公文書9、15、20、23、25のうち、「6 書類の趣旨」及び「7 調査の必要性」の非開示（但し、公務員の姓の記載は除く）は違法である

ア 文書の概要等

本件公文書9、15、20、23、25は、「被疑者取調べに関する監督対象行為の調査の実施について」と題する書面であり、総務課長兼取調べ監督室長が、調査実施結果について、高知県警本部長に対して報告する文書である。

イ 非開示部分は条例第6条第1項第2号及び第4号に該当しない

実施機関は、「6 書類の趣旨」及び「7 調査の必要性」の非開示部分について、条例第6条1項第2号及び第4号に該当すると指摘する。

しかし、これらに該当しないことについては、上記第4の3の(1)のイにおいて論じたのと同様である。

ウ 小括

以上から、「6 書類の趣旨」及び「7 調査の必要性」（但し、公務員の姓の記載は除く。）の非開示は違法である。

4 弁明書に対する反論

(1) 実施機関が主張する非開示理由該当性について

実施機関は、非開示理由該当性を判断するに当たり、上記第3の2冒頭のアからエまで4点を考慮し、特に慎重を期して判断したと主張する。

しかしながら、非開示理由に該当するか否かを判断するに当たっては、条例の非開示理由に該当するか、条文の趣旨を踏まえて丁寧に検討すれば足りるのであって、それ以外に、考慮要素を持ち出すことは、条文解釈及び事実の当てはめに、不当な影響を与えるものであり相当でない。

ア まず、実施機関の指摘1点目は、「被疑者の苦情申出内容とその代理人弁護士の苦情申出内容が、密接不可分で切り離して判断することができない」という趣旨である。しかしながら、個別事案によって、事情は異なるため、一般にそのように解釈することは相当でない。

イ 次に、2点目の、「個人を被疑者として取調べが行われたという事実は、その取扱いに特段の配慮が必要な個人情報（要配慮個人情報）である」との指摘については、「要配慮個人情報」という、条例においては定義されていない概念を持ち出すことは、条例の解釈・あてはめに、不当な影響を及ぼすものであり、相当でない。

ウ 3点目の、「個人識別性に関して、照合の対象となる『他の情報』には、当該個人に関する情報の性質・内容によっては、近親者・関係者の知り得る情報も含まれる」という考え方については、条例及び解釈運用基準のいずれにも記載がなく、実施機関独自の解釈によるものであるが、そのように解釈すれば、近親者がおり、近親者には親密な相談をしている人物にとっては、

すべての情報が、第三者にとっても非開示となってしまうため、相当でない。仮に万が一、近親者・関係者が知りうる情報をも考慮して、「非開示理由該当性」を判断したとしても、近親者・関係者が既に知っている情報を、さらに開示した場合には、新たに明らかになる個人情報はなく、問題は生じないことも併せて指摘しておく。

エ 4点目の、被疑者取調べに関する苦情の内容やその対応は、犯罪捜査と密接に関係しているという指摘に対しては、端的に、当該情報が、非開示情報に該当するのか、判断すれば足りるものである。

(2) 条例第6条第1項第7号該当性について

本件公文書4、8、22のうち、「措置調査結果」欄の(詳細)の非開示部分について、実施機関は、上記第3の2の(3)、(6)及び(15)にて主張しているとおり、「警察捜査への対抗手段として用いられる等、今後継続される被疑者取調べに付随する取調べ監督業務の公正若しくは円滑な業務の執行に著しい支障を生ずることが明らかである」と指摘する。

しかしながら、該当部分に記載されているのは、苦情申出にかかる調査後に、制度に基づいて、監督対象行為に対してどのような対応をしたのか、という内容であるから、捜査手法等には関連しない。そのため、「警察捜査への対抗手段として、措置調査結果が用い」ることができるものではなく、少なくとも、「著しい影響」が生じると判断することはできない。

また、実施機関の指摘する、「警察捜査への対抗手段として用いられる」というのは、反復継続する取調べ監督業務に関する事務への影響ではなく、条例第6条第1項第5号の、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と主張する趣旨にも読めるが、現段階で、理由の差し替えをすることは認められない。

(3) まとめ

以上から、反論書には理由がなく、本件各公文書の非開示は違法である。

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

国家公安委員会は、平成20年に取調べ適正化規則を制定し、平成21年の取調べ適正化規則の施行により被疑者取調べ監督制度が開始されている。まず取調べ適正化規則第3条は、被疑者取調べに際し、当該被疑者取調べに携わる警察官が被疑者に対して行う不適正な取調べにつながるおそれのある行為として6種類の監督対象行為を定めている(第2号イからへまで)。

- イ やむを得ない場合を除き、身体に接触すること。
- ロ 直接又は間接に有形力を行行使すること(イに掲げるものを除く。)
- ハ 殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること。
- ニ 一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること。
- ホ 便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること。
- へ 人の尊厳を著しく害するような言動をすること。

その上で取調べ適正化規則は、「警察本部長は、被疑者取調べについての苦情、前条の報告その他の事情から合理的に判断して被疑者取調べにおいて監督対象

行為が行われたと疑うに足りる相当な理由のあるときは、取調べ監督業務担当課の警察官のうちから調査を担当する者（以下「取調べ調査官」という。）を指名して、当該被疑者取調べにおける監督対象行為の有無の調査を行わせなければならない。」（第10条第1項）、「取調べ調査官は、調査が終了した後、速やかに、調査結果報告書（別記様式）を作成し、当該調査結果報告書の内容を警察本部長に報告するとともに、必要があると認めるときは、関係部署に通知しなければならない。」（同条第3項）と定めている。

本件公文書は、2022年（令和4年）4月1日から2023年（令和5年）3月31日までの間に、被疑者又はその代理人である弁護士から被疑者取調べの苦情の申出がなされた際に、取調べ適正化規則第10条に基づき、当該申出の内容から合理的に判断して被疑者取調べにおいて監督対象行為が行われたと疑うに足りる相当の理由が認められるとして、警察本部長が指名した取調べ調査官による当該被疑者取調べにおける監督対象行為の有無の調査がAからGまでの7件が実施され、これらの7件の調査において調査終了までに作成された文書である。

本件公文書は、本件公文書1から27までにより構成されている。ただし、公文書3、7、11、16、17、18、21及び27には審査請求人が開示を求める非開示部分は存在しない。

実施機関は、本件公文書中の非開示部分は条例第6条第1項第2号、第4号又は第7号アに該当するとして部分開示決定を行っているので、以下検討する。

なお、第2の2のとおり、審査請求人が開示を求めている非開示部分（被疑者の氏名、公務員の姓並びに申立者の住所及び氏名）については当審査会の審査対象としていない。

なお、行数を特定する場合に空白行があった場合は行数に含めず、また、段落番号の次にスペースがあった場合は文字数に含めていないことを申し添える。

2 条例第6条第1項第2号、第4号又は第7号ア該当性について

条例第6条第1項第2号は、「個人に関する情報」であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる」と認められるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、本号ただし書に掲げる情報を除き非開示とすることを定めている。

条例第6条第1項第4号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この項において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」については、本号ただし書に掲げる情報を除き非開示とすることを定めている。

条例第6条第1項7号アは、県の機関が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、「監査、検査、取締り、試験、入札、交渉、渉外、争訟その他全ての事務事業若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的が失われ、又はこれらの公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生ずるもの」については、非開示とすることを定めている。

(1) 調査Aに係る本件公文書について

ア 本件公文書 1 について

非開示とされた「苦情申出内容」欄の「(内容)」部分には、被疑者の代理人である弁護士からの被疑者取調べに関する苦情に関して、警察官が申出内容を要約して記載している。

このうち、非開示部分の 1 行目から 3 行目まで及び 6 行目から 8 行目の 23 文字目までは、被疑者の具体的な取調べの状況及び被疑者の特性に関する情報を記載しており、これらの情報は被疑者の権利利益を害するおそれがある上、被疑者の特性に関する情報は被疑者が特定されるおそれもあることから、条例第 6 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

これら以外の部分は、弁護人からの取調べに関する一般的な要望を記載しているにとどまり、弁護士が刑事弁護人として活動する上での特別な手法やノウハウに当たるとはいえず、開示することにより、弁護人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する情報とは認められないから、条例第 6 条第 1 項第 4 号に該当しない。

したがって、条例第 6 条第 1 項第 2 号に該当する部分以外は、開示すべきである。

イ 本件公文書 2 について

非開示とされた部分には、被疑者の代理人である弁護士からの被疑者取調べに関する苦情申出の内容が記載されている。

このうち、1 ページ目の「弁護士」と記載されている行の次の行（1 行目）の 3 文字目及び 4 文字目、1 行目の 20 文字目及び 21 文字目、3 行目から 15 行目の 17 文字目まで、16 行目の 15 文字目から 19 行目まで、2 ページ目の 1 行目から 13 行目まで並びに 14 行目の 12 文字目及び 13 文字目は、被疑者の具体的な取調べの状況及び被疑者の特性に関する情報を記載しており、これらの情報は被疑者の権利利益を害するおそれがある上、被疑者の特性に関する情報は被疑者が特定されるおそれもあることから、条例第 6 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

これら以外の部分は、前述したように弁護人の弁護活動の特別な手法やノウハウに当たるとはいえず、条例第 6 条第 1 項第 4 号に該当しない。

したがって、条例第 6 条第 1 項第 2 号に該当する部分以外は、開示すべきである。

ウ 本件公文書 4 について

非開示とされた「措置調査結果」欄の「(詳細)」部分には、被疑者の代理人である弁護士からの被疑者取調べに関する苦情に関して、警察官がその内容を要約し、調査の必要性等を記載している。

このうち、非開示部分の 1 行目の 4 文字目及び 5 文字目並びに 2 行目の 17 文字目から 39 文字目までは、被疑者の特性に関する情報及び今後の被疑者の取調べの予定を記載しており、これらの情報は被疑者の権利利益を害するおそれがあり、また被疑者が特定されるおそれもあることから、条例第 6 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

1 行目及び 2 行目のこれら以外の部分は、前述したように弁護人の弁護活動の特別な手法やノウハウに当たるとはいえず、条例第 6 条第 1 項第 4 号に該当しない。

また、4行目及び5行目は、取調べ監督業務に関する警察内部の事務処理の流れを記載しているにとどまり、開示することにより、今後反復継続する取調べ監督業務の公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生じることが明らかな情報とまではいえず、条例第6条第1項第7号アにも該当しない。

したがって、条例第6条第1項第2号に該当する部分以外は、開示すべきである。

(2) 調査Bに係る本件公文書について

ア 本件公文書5について

非開示とされた「苦情申出内容」欄の「(内容)」部分には、被疑者の代理人である弁護士からの被疑者取調べに関する苦情に関して、警察官が申出内容を要約して記載している。

このうち、非開示部分の1行目の6文字目から11文字目までは、被疑者の被疑事件の内容が推測される内容であり、被疑者が特定されるおそれがあることから、条例第6条第1項第2号に該当すると認められる。

また、3行目の2文字目から4行目の9文字目までは、被疑者の具体的な取調べの状況を記載しており、これらの情報は被疑者の権利利益を害するおそれもあることから、条例第6条第1項第2号に該当すると認められる。

5行目から9行目までは、弁護士からの取調べに関する一般的な要望を記載しているにとどまり、弁護士が刑事弁護士として活動する上での特別な手法やノウハウに当たるとはいえず、条例第6条第1項第4号に該当しない。

したがって、条例第6条第1項第2号に該当する部分以外は、開示すべきである。

イ 本件公文書6について

非開示とされた「第1 申入れの趣旨」及び「第2 申入れの理由」には、被疑者の代理人である弁護士からの被疑者取調べに関する苦情申し出の内容が記載されている。

「第1 申入れの趣旨」の非開示部分のうち、1行目の2文字目から4行目の6文字目までは、被疑者の具体的な取調べの状況を記載しており、これらの情報は被疑者の権利利益を害するおそれがあることから、条例第6条第1項第2号に該当すると認められる。

また、「第2 申入れの理由」の非開示部分のうち、1ページ目の全部、2ページ目の1行目から17行目まで、22行目から24行目まで及び3ページ目の8行目から10行目までは、被疑者の具体的な取調べの状況及び被疑者に関する情報を記載しており、これらの情報は被疑者の権利利益を害するおそれがある上、被疑者に関する情報から被疑者が特定されるおそれもあることから、条例第6条第1項第2号に該当すると認められる。

これら以外の部分は、前述したように弁護士の弁護活動の特別な手法やノウハウに当たるとはいえず、条例第6条第1項第4号に該当しない。

したがって、条例第6条第1項第2号に該当する部分以外は、開示すべきである。

ウ 本件公文書8について

非開示とされた「措置調査結果」欄の「(詳細)」部分には、被疑者の代理人である弁護士からの被疑者取調べに関する苦情に関して、警察官が調査の必要性等を記載している。

このうち、非開示部分は、取調べ監督業務に関する警察内部の事務処理の流れを記載しているにとどまり、開示することにより、今後反復継続する取調べ監督業務の公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生じることが明らかな情報とまではいえず、条例第6条第1項第7号アに該当しない。

したがって、この部分は全部開示すべきである。

(3) 調査Cに係る本件公文書について

ア 本件公文書9について

非開示とされた「6 書類の趣旨」には、被疑者からの被疑者取調べに関する苦情に関して、警察官が申出内容を要約して記載している。

このうち、2ページ目の非開示部分の1行目から14行目の10文字目までは、被疑者の具体的な取調べの状況及び被疑者の特性に関する情報を記載しており、これらの情報は被疑者の権利利益を害するおそれがある情報であることから、条例第6条第1項第2号に該当すると認められる。

14行目11文字目から16行目までは、その内容が本件公文書9中の既に関示されている部分から明らかになっており、したがって、この部分は開示すべきである。

イ 本件公文書10について

非開示とされた1ページ目の「供述調書の削除、訂正と取り調べについて」と記載されている行の次の行から3ページ目(裏面を含めない。)の「敬具」と記載されている行の前の行までには、被疑者からの被疑者取調べに関する苦情申出の内容等が記載されている。

この部分は、被疑者本人が自ら記載した申出内容を記載しており、被疑者の権利利益を害するおそれがあることから、条例第6条第1項第2号に該当すると認められる。

したがって、この部分を非開示としたことは妥当である。

(4) 調査Dに係る本件公文書について

ア 本件公文書12について

非開示とされた「苦情申出内容」欄の「(内容)」部分及び「申出内容」欄には、被疑者の代理人である弁護士からの被疑者取調べに関する苦情に関して、警察官が申出内容を要約して記載している。

このうち、「苦情申出内容」欄の「(内容)」部分の全部及び2ページ目の「申出内容」欄のうち1行目から16行目までは、被疑者の具体的な取調べの状況及び被疑者の特性に関する情報を記載しており、これらの情報は被疑者の権利利益を害するおそれがある上、被疑者の特性に関する情報は被疑者が特定されるおそれもあることから、条例第6条第1項第2号に該当すると認められる。

これら以外の部分は、弁護士からの取調べに関する一般的な要望を記載しているにとどまり、弁護士が刑事弁護士として活動する上での特別な手法やノウハウに当たるとはいえず、条例第6条第1項第4号に該当しない。

したがって、条例第6条第1項第2号に該当する部分以外は、開示すべきである。

イ 本件公文書13について

非開示とされた「前略」と記載されている行の次の行から「草々」と記載されている行までの部分は、被疑者の代理人である弁護士からの被疑者取調べに関する苦情申出の内容が記載されている。

このうち、1行目から14行目までは、被疑者の具体的な取調べの状況及び被疑者に関する情報を記載しており、これらの情報は被疑者の権利利益を害するおそれがある上、被疑者に関する情報は被疑者が特定されるおそれもあることから、条例第6条第1項第2号に該当すると認められる。

これら以外の部分は、前述したように弁護人の弁護活動の特別な手法やノウハウに当たるとはいえず、条例第6条第1項第4号に該当しない。

したがって、条例第6条第1項第2号に該当する部分以外は、開示すべきである。

ウ 本件公文書14について

非開示とされた「前略」と記載されている行の次の行から「草々」と記載されている行までの部分は、被疑者の代理人である弁護士からの被疑者取調べに関する苦情申出の内容が記載されている。

このうち、1行目から15行目までは、被疑者の具体的な取調べの状況及び被疑者の特性に関する情報を記載しており、これらの情報は被疑者の権利利益を害するおそれがある上、被疑者の特性に関する情報は被疑者が特定されるおそれもあることから、条例第6条第1項第2号に該当すると認められる。

これら以外の部分は、前述したように弁護人の弁護活動の特別な手法やノウハウに当たるとはいえず、条例第6条第1項第4号に該当しない。

したがって、条例第6条第1項第2号に該当する部分以外は、開示すべきである。

エ 本件公文書15について

非開示とされた「6 書類の趣旨」及び「7 調査の必要性」には、被疑者の代理人である弁護士からの被疑者取調べに関する苦情に関して、警察官がその内容を要約し、調査の必要性等を記載している。

このうち、「6 書類の趣旨」の「(1) 令和4年6月9日付けの書類」と記載されている行の次の行(1行目)から3行目まで及び7行目から20行目までは、被疑者の具体的な取調べの状況及び被疑者の特性に関する情報を記載しており、これらの情報は被疑者の権利利益を害するおそれがある上、被疑者の特性に関する情報は被疑者が特定されるおそれもあることから、条例第6条第1項第2号に該当すると認められる。

「6 書類の趣旨」中のこれら以外の部分及び「7 調査の必要性」は、前述したように弁護人の弁護活動の特別な手法やノウハウに当たるとはいえず、条例第6条第1項第4号に該当しない。

したがって、条例第6条第1項第2号に該当する部分以外は、開示すべきである。

(5) 調査Eに係る本件公文書について

ア 本件公文書19について

非開示とされた「冠省 当職は、上記通知人を代理して通知する。」と記載されている行の次の行（1行目）から「草々」と記載されている行までの部分には、被疑者の代理人である弁護士からの被疑者取調べに関する苦情申出の内容が記載されている。

このうち、3行目から20行目の2文字目までは、被疑者の具体的な取調べの状況及び被疑者に関する情報を記載しており、これらの情報は被疑者の権利利益を害するおそれがある上、被疑者に関する情報は被疑者が特定されるおそれもあることから、条例第6条第1項第2号に該当すると認められる。

これら以外の部分は、弁護士からの取調べに関する一般的な要望を記載しているにとどまり、弁護士が刑事弁護人として活動する上での特別な手法やノウハウに当たるとはいえず、条例第6条第1項第4号に該当しない。

したがって、条例第6条第1項第2号に該当する部分以外は、開示すべきである。

イ 本件公文書20について

非開示とされた「6 書類の趣旨」には、被疑者の代理人である弁護士からの被疑者取調べに関する苦情に関して、警察官が申出内容を要約して記載している。

このうち、1ページ目の全部及び2ページ目の1行目から15行目の2文字目までは、被疑者の具体的な取調べの状況及び被疑者の特性に関する事項を記載しており、これらの情報は被疑者の権利利益を害するおそれがある上、被疑者の特性に関する情報は被疑者が特定されるおそれもあることから、条例第6条第1項第2号に該当すると認められる。

これら以外の部分は、前述したように弁護人の弁護活動の特別な手法やノウハウに当たるとはいえず、条例第6条第1項第4号に該当しない。

したがって、条例第6条第1項第2号に該当する部分以外は、開示すべきである。

ウ 本件公文書22について

非開示とされた「措置調査結果」欄の「(詳細)」部分には、被疑者の代理人である弁護士からの被疑者取調べに関する苦情に関して、警察官がその内容を要約し、調査の必要性等を記載している。

このうち、非開示部分の1行目の19文字目から行末までは、被疑者の特性に関する情報を記載しており、被疑者の権利利益を害するおそれがある上、被疑者が特定されるおそれもあることから、条例第6条第1項第2号に該当すると認められる。

1行目のこれら以外の部分及び2行目から4行目までは、取調べの概括的な調査結果が記載されているにすぎず、この部分が開示されることにより、今後反復継続する取調べ監督業務の公正若しくは円滑な執行に著しい支障を生じることが明らかな情報とまではいえず、条例第6条第1項第7号アに該当しない。

したがって、条例第6条第1項第2号に該当する部分以外は、開示すべきである。

(6) 調査Fに係る本件公文書について

ア 本件公文書23について

非開示とされた「6 書類の趣旨」及び「7 調査の必要性」は、被疑者の代理人である弁護士からの被疑者取調べに関する苦情に関して、警察官がその内容を要約し、調査の必要性等を記載している。

このうち、「6 書類の趣旨」の次の行（1行目）から14行目までは、被疑者の具体的な取調べの状況を記載しており、また被疑者の権利利益を害するおそれもあることから、条例第6条第1項第2号に該当すると認められる。

15行目及び16行目並びに「7 調査の必要性」は、弁護人からの取調べに関する一般的な要望を記載しているにとどまり、弁護士が刑事弁護人として活動する上での特別な手法やノウハウに当たるとはいえず、条例第6条第1項第4号に該当しない。

したがって、条例第6条第1項第2号に該当する部分以外は、開示すべきである。

ウ 本件公文書24について

非開示とされた弁護士の「FAX」と記載されている行の次の行（1行目）から18行目までの部分には、被疑者の代理人である弁護士からの被疑者取調べに関する苦情申出の内容が記載されている。

このうち、1行目から16行目までは、被疑者の具体的な取調べの状況及び被疑者に関する情報を記載しており、これらの情報は被疑者の権利利益を害するおそれがある上、被疑者に関する情報は被疑者が特定されるおそれもあることから、条例第6条第1項第2号に該当すると認められる。

これら以外の部分は、前述したように弁護人の弁護活動の特別な手法やノウハウに当たるとはいえず、条例第6条第1項第4号に該当しない。

したがって、条例第6条第1項第2号に該当する部分以外は、開示すべきである。

(7) 調査Gに係る本件公文書について

ア 本件公文書25について

非開示とされた「6 書類の趣旨」には、被疑者の代理人である弁護士からの被疑者取調べに関する苦情に関して、警察官が申出内容を要約して記載している。

このうち、1ページ目の全部及び2ページ目の1行目から6行目の7文字目までは、被疑者の具体的な取調べの状況及び被疑者に関する情報を記載しており、これらの情報は被疑者の権利利益を害するおそれがある上、被疑者に関する情報は被疑者が特定されるおそれがあることから、条例第6条第1項第2号に該当すると認められる。

これら以外の部分は、弁護人からの取調べに関する一般的な要望を記載しているにとどまり、弁護士が刑事弁護人として活動する上での特別な手法やノウハウに当たるとはいえず、条例第6条第1項第4号に該当しない。

したがって、条例第6条第1項第2号に該当する部分以外は、開示すべきである。

イ 本件公文書26について

非開示とされた「弁護士」と記載されている行の次の行（1行目）から3

ページ目の全部までには、被疑者の代理人である弁護士からの被疑者取調べに関する苦情申出の内容が記載されている。

このうち、1 ページ目の3行目から16行目まで、17行目の31文字目から2 ページ目の4行目まで、19行目から23行目まで、3 ページ目の1行目から3行目まで及び5行目から9行目までは、被疑者の具体的な取調べの状況及び被疑者の特性に関する情報を記載しており、これらの情報は被疑者の権利利益を害するおそれがある上、被疑者の特性に関する情報は被疑者が特定されるおそれもあることから、条例第6条第1項第2号に該当すると認められる。

これら以外の部分は、前述したように弁護人の弁護活動の特別な手法やノウハウに当たるとはいえず、条例第6条第1項第4号に該当しない。

したがって、条例第6条第1項第2号に該当する部分以外は、開示すべきである。

第6 結論

- 当審査会は、本件部分開示決定について以上のとおり検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断したので、答申する。

第7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおり。

年 月 日	処理内容
令和5年10月11日	・実施機関から諮問を受けた。
令和5年12月8日 (令和5年度第1回第二小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和6年2月6日 (令和5年度第2回第二小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和6年4月18日 (令和6年度第1回第二小委員会)	・実施機関から意見聴取を行った。 ・諮問の審議を行った。
令和6年5月30日 (令和6年度第2回第二小委員会)	・実施機関から意見聴取を行った。 ・諮問の審議を行った。
令和6年8月9日 (令和6年度第3回第二小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和6年9月20日 (令和6年度第4回第二小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和6年11月29日 (令和6年度第5回第二小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和7年1月7日 (令和6年度第6回第二小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和7年3月24日 (令和6年度第7回第二小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和7年4月24日 (令和7年度第1回第二小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和7年5月29日 (令和7年度公文書開示審査会(第1回全体会))	・諮問の審議を行った。
令和7年5月29日	・答申を行った。